

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーにとっての企業価値を継続して高めるため、経営の効率性・公正性・透明性の向上と法令遵守をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。これを実現するために、業務執行機能の簡素化と迅速な意思決定、経営監督機能の強化、ディスクロージャーの強化、内部統制システムの整備、企業倫理とコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成はそのほとんどが国内個人株主で占められていることから、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳化を行っておりません。
今後環境の変化や株主の皆様の利便性等を総合的に勘案して株主総会招集通知の英訳化を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社では、基準日時点において株主名簿上に記載または記録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が信託銀行等に代わって、株主総会において自ら議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。

【補充原則3-1-2】

当社は、株主構成や事業領域等を踏まえ、英語での情報開示・提供は行っておりません。今後環境の変化や株主の皆様の利便性等を総合的に勘案して検討を進めてまいります。

【原則4-8】

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しており、社外役員全員につき「独立役員届出書」を提出しております。現時点では、独立社外取締役は1名ですが、中長期的な企業価値の向上を目指した経営方針の決定や経営改善に関する助言を行っております。
今後、2名以上の独立社外取締役の選任について、当社を取り巻く環境変化を勘案しながら検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は政策保有株式について、原則、取得・保有しないこととしております。

【原則1-7】

当社は、取締役・監査役・主要株主等の関連当事者間との取引については、取締役会での審議・決議を経て決定する旨、取締役会規程で定めております。

【原則3-1】

当社は、法令に基づく開示以外に、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報についても、当社ホームページ等へ開示を行っております。

(1)経営理念や経営戦略、経営計画等につき当社ホームページ、決算短信、有価証券報告書等へ開示しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針及び取組方針を、本報告書に開示しております。

(3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針及び手続きを、有価証券報告書に開示しております。

(4)取締役及び監査役の選任は、取締役会、監査役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を勘案して取締役会で候補者を推薦し、株主総会の決議により決定しております。なお、社外役員の独立性判断基準を、株主総会招集通知参考書類に開示しております。

(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知参考書類に開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は取締役会において、法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しており、付議事項は取締役会付議基準に定めております。

【原則4-9】

当社は、会社法に定義される社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性判断基準により、独立社外取締役の候補者を選定しております。また、その旨を株主総会招集通知参考書類等に開示しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を勘案し、取締役を選任することとしており、迅速な意思決定を可能とするために、取締役の人数が適正な人数となるよう努めており、現在、取締役の人数は、7名(うち1名独立社外取締役)となっております。また、取締役の選任に関する方針・手続きは、原則3-1(4)に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役及び監査役他社での兼任状況につき、株主総会招集通知参考書類、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役には、経営環境の変化に応じ、外部講習等を受講させることで、役員の役割や遵守すべき義務・責任等に係る理解を深めていくよう努めさせております。

【原則5-1】

当社の株主との対話についての基本方針は下記の通りです。

(体制) 当社では、財務経理部の取締役がIRを担当しております。

(取り組み) 年2回の株主通信の発行に加え、株主総会後の株主懇談会において、株主との対話の場を設けております。IR活動について、株主や投資家から意見等をいただいた場合、それらを経営に活かすことができるよう、経営会議や取締役会において報告し、情報を共有しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
旭情報サービス株式会社社員持株会	1,015,537	12.29
大槻幸子	420,520	5.09
三井住友信託銀行株式会社	374,000	4.53
小野一夫	174,000	2.11
大槻武史	159,300	1.93
日本生命保険相互会社	157,020	1.90
平野民藏	150,000	1.81
大槻剛康	140,930	1.71
大槻幸史	136,200	1.65
大槻広子	97,900	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田守弘	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田守弘	○	同氏はジェイアール東日本ビルディングの元代表取締役、現相談役であります。当社は同社と事務所の賃貸借契約を締結し、同社の所有するビルにテナントとして入居しております。	長年にわたり会社経営に携わっており、幅広い知見を有し、大局的な視点からの経営助言によって、当社経営における重要な役割を果たすものと判断しております。また、業務を執行する取締役から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれ也没有せん。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)
 ・四半期報告書のレビュー結果を踏まえ、監査役は会計監査人(新日本有限責任監査法人)から内容説明を受けるなど、定期的に会合する機会を設けております。
 ・双方の監査結果の説明をはじめ、それらに関する意見、情報の交換など、緊密な連携によって状況認識の共有化を図っております。
 ・これらによって双方の監査の実効性の一層の向上を図ると共に、内部監査室とも連携し、全般的な監査の水準向上を志向しております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)
 代表取締役社長直轄の内部監査室が、「年間内部監査実施計画書」に基づいて内部監査を実施し、その結果を監査役に報告・説明するとともに、監査役が常時閲覧できる状態にしております。
 また、監査役と内部監査室は、監査の状況及びそのフォローについて、随時意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松尾 良輔	他の会社の出身者										△			
三浦 州夫	弁護士													
清水 万里夫	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 良輔	○	同氏が過去に勤務しておりました株式会社みずほ銀行と当社との間には若干の取引関係がありますが、当社における同行への経済的依存度は低く、その独立性は十分確保されているものと判断しております。	長年にわたる金融機関での業務執行及び会社経営の経験を有しており、取締役の業務執行に対する監査・監督機能並びに外部視点からの経営助言機能を果たすのに適任であると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
三浦 州夫	○	——	法曹界における豊富な経験と法律の専門家として高い見識を有しており、当社の監査・監督体制の強化に適任であり、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
清水 万里夫	○	同氏が過去に所属しておりました新日本有限責任監査法人は当社の会計監査人ですが、同氏の当社への関与は平成18年3月期をもって終了しており、その後相当期間が経過していることから、同氏の独立性は十分確保されていると判断しております。	公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識や経験を有しており、取締役の業務執行に対する監査・監督機能並びに外部視点からの経営助言機能を果たすのに適任であると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬を固定報酬と業績連動報酬に区分し、業績に応じて業績連動報酬を増減させ、取締役の業務執行の成果に報いる対応をとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役および監査役の報酬については、取締役、監査役別に各々の総額を開示しております。
なお、当社の取締役に対する2016年3月期の役員報酬は101百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議により決定しております。

a. 取締役の報酬について

取締役の報酬は、その役割と責任等に応じて定められる固定報酬である月次報酬と、各事業年度の業績に応じて定められる業績連動報酬によって構成されております。非常勤社外取締役については、業務執行を行うものではないことを踏まえて、固定報酬である月次報酬のみとしております。

b. 監査役の報酬について

監査役の報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する独立の立場にあることを考慮し、固定報酬である月次報酬のみとしております。また、常勤・非常勤の別や業務分担の状況等も考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、総務部が窓口として対応しております。重要な情報については、必要な都度、取締役から報告、説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

〔業務執行〕

(1) 取締役会

取締役会は迅速な経営判断・業務執行ができるように、社外取締役1名を含む取締役7名で構成されており、会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項について審議、決議を行っております。また、日常の業務執行については毎週定例的な会合を別途開催し、状況報告等のディスカッション・確認を行っております。

(2) 経営会議

経営に関する重要事項の報告・協議のため、月数回の経営会議を開催しております。取締役7名に加え、常勤監査役がオブザーバーとして出席し、会議の効率性・公正性・透明性を確保しております。

〔監査・監督〕

(1) 監査役

・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議へ出席するとともに、代表取締役社長が決裁する重要書

類を閲覧し、必要に応じて説明を求めるなど取締役の業務執行に対する監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスが有効に機能するよう努めております。

・監査役4名の構成は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名ですが、4名中3名は独立性の強い社外監査役であります。

・監査役は監査役監査基準に即して行動し、監査の実効性の確保に努めております。

(2)会計監査人

会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人において策定された交代計画に基づき、適時交代する予定となっております。

(3)内部監査室

代表取締役社長直轄の内部監査室は、内部監査規程・監査計画書に基づいて実地監査を行い、その監査結果は代表取締役社長、監査役および関係部署に報告されております。あわせて、必要に応じて被監査部署からの改善回答書の取得やそのフォロー等により、内部統制システムの整備・向上を図っております。

(4)委員会

法令遵守・危機管理体制の一環として、コンプライアンス委員会および情報セキュリティ委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では法令遵守に向けた各種施策、情報セキュリティ委員会では情報セキュリティに関わる各種施策の企画、実行、管理を目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

迅速かつ的確な経営判断及び業務執行を行うには、会社業務、事業の特性等に精通した最小限の員数で取締役会を構成するのが効果的であるとの考えから、当社業務の経験者6名と、外部視点からの経営監督機能強化のため、独立社外取締役を1名選任し、取締役会を構成しております。監査役は4名中3名が、独立社外監査役であり、それぞれの異なった立場、経験、見識より、取締役の職務執行に対する監査・監督機能並びに外部視点からの経営助言機能を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として、法定期日の1営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた日程かつ交通の便の良い会場で株主総会日を設定し、できるだけ多くの株主の方にご出席いただけるよう、努めております。
その他	株主とのコミュニケーションをさらに円滑にするため、株主総会終了後、立食パーティ形式の株主懇談会を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、株主通信	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本政策に「顧客満足」「社員満足」「株主満足」を掲げ、CSRの実践を通じて、ステークホルダーの尊重に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境省が推進する「Fun To Share」に賛同し、環境負荷軽減の取組みとして、毎年5月から10月の間をクールビズ期間としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理憲章、企業行動規範に企業情報の開示に関する方針を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況＞

□基本的な考え方

当社は経営の効率性・公正性・透明性の向上と法令遵守をコーポレート・ガバナンスの基本方針とし、その実現には、業務執行等に関わる内部統制システムの整備・充実によって、業務の実効性および適正を確保することが重要であると認識し、下記の施策に取り組んでおります。なお、内部統制システムの整備・運用状況については毎年見直しを行い、経営環境の変化や法令の新設・改廃等に的確に対応し、その実効性を確保いたします。

□整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)「企業倫理憲章」「企業行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスに関わる諸施策の企画、実行、管理を行なう「コンプライアンス委員会」を設置し、企業倫理の浸透と法令遵守の徹底を図る。

(2)取締役は会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実があること、ならびに会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、直ちに監査役に通知し、遅滞なく取締役会に報告する。

(3)取締役の業務執行における不祥事の未然防止ならびに法令遵守状況を確認するため、取締役は「取締役業務執行確認書」に自署、押印し、取締役会に提出する。また、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を選任することで監視・監督機能を強化する。

(4)日常業務の法令等への抵触を防止するため、業務に関わる法令規定事項につき、定例的にその遵守状況を確認する。不備があった場合には直ちに是正するとともに、監査役に報告する。

(5)定期的な内部監査により、法令および定款への適合性の確認、および不備があった場合は是正指示、是正処置後の改善確認を行う。

(6)コンプライアンス上疑義ある行為に対する内部通報の仕組みとして、「内部通報規則」を制定するとともに、内部監査室に企業倫理ホットラインを設置するとともに、社外の弁護士事務所に内部通報の窓口を設置し、不正行為の早期発見と早期是正ならびに内部通報者の保護を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・関連規則（文書管理規程、文書管理基準等）に基づき、株主総会・取締役会・その他重要な会議の議事録、伺書、その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役、監査役、会計監査人などが、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

・情報管理については「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報セキュリティに関する体制・役割・責任を明確化させるとともに、「情報セキュリティ委員会」により情報セキュリティの強化、啓蒙等の諸施策を全社横断的に推進する。

a. 経営機密、営業機密等の企業機密情報は「機密管理規程」に基づき厳正に管理し、当該情報の漏洩、改竄、不正利用を防止する。

b. 個人情報については、全社的な個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用により、個人情報保護の継続的改善を図るとともに、個人情報保護法等の関連法令に則り適正に取扱う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・全社的なリスク管理はリスク管理担当の取締役が統括し、リスク管理規程で定めた個々のリスクに対する管理責任者のもと管理体制を構築する。

・経営に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化または発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を図るとともに、顧問弁護士等と連携を密にし、リスク拡大を防止し、これを最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役、社員が共有する全社的な経営目標および中期経営目標・施策を定めるとともに、これらに基づく毎期の年次予算を設定し、業務を遂行する。

(2)原則月1回開催する取締役会および月数回開催する経営会議において、

a. 重要な経営課題について審議、決定を行い、取締役全員の共通認識とする。

b. 業績および管理データをレビューし、予実差の要因分析、改善を行い、必要に応じて目標達成に向けた施策を打ち出す。

(3)取締役の職務執行については、「役員規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等において、責任および分掌を定めるとともに、それらに関わる規程、規則等において詳細を定め、その効率性を確保することに努める。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ配置する。また、この場合、当該使用人への指揮権は監査役に移譲され、任命、異動等の人事権に係る事項の決定には、監査役の事前同意を得る。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議へ出席するとともに、代表取締役が決裁する重要書類を閲覧し、必要に応じてそれらの説明を求める。

(2)内部監査室は内部監査実施後、監査役にその監査結果および是正処置後の改善結果を報告する。

(3)取締役および使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実をはじめ、法令または監査役会規程に定める事項のほか、監査役から要請のある事項について必要な報告を行う。なお、当該報告を行ったことを理由として、報告者が不利益を受けることのないようにする。

(4)監査役は、監査役業務を適切かつ実効的に遂行するため、経営者、会計監査人、内部監査室との意思疎通を図る定例的な会合をもち、意見および情報の交換を行う。

(5)監査の実施にあたり監査役が必要と認めた場合、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとる。

(6)監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査役の請求に基づき会社が負担する。

7. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従って「財務経理規則」を整備するなど、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、不正や誤謬の発生するリスクの管理、予防および牽制などその仕組みが適正に機能することを継続的に検証し、不備があれば必要な是正を行うことで正確な財務諸表を作成し、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況＞

□基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、社会から排除して社会正義を実現することは、企業防衛の観点からも、また企業の社会的責任の観点からも必要不可欠と認識し、

(1)反社会的勢力とは一切の係わりを持たない。

(2)反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然と対応し、これを拒絶する。

(3)反社会的勢力の活動を助長する行為には、一切これに関与しない。

□整備状況

(1)反社会的勢力に対する対応部署を総務部とし、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努め、

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備・運用を図る。

(2)「企業倫理憲章」「企業行動規範」に反社会的勢力排除に向けた方針・行動を掲げ、これらを社内に周知、徹底する。

(3)取引基本契約書に次の反社会的勢力排除条項を規定する。

- ・反社会的勢力でないこと
- ・反社会的勢力の活動を助長しないこと
- ・反社会的勢力またはその関係者と判明した場合は契約を即時解除できること

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在は、該当する事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 「意思決定・業務執行における役割・責任の明確化」および「経営の監査機能充実」を基本にコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、有価証券上場規程で定める適時開示の規則（以下、適時開示規則という。）に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報を適時・適切に開示を行うことを基本方針としております。

(2) 適時開示に係る社内体制

決定事実、発生事実、決算情報等の重要な会社情報が発生した場合には、発生を認識した部署から情報開示担当役員へ報告され、当該担当役員は発生事実関係を確認後、速やかに取締役社長へ報告する体制をとっております。これらの事項は定例取締役会の承認後、開示することとなっております。ただし、適時開示の主旨に則り、速やかに開示すべき事項については取締役会の承認を待たずに、実質的な決定後、開示を行います。

(3) 適時開示の手法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所が提供する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」において公表した後、速やかに同取引所内の記者クラブに資料配布（プレスリリース）を行い、さらに「公平性」の観点から速やかに当社ホームページに掲載します。

(4) 情報管理の社内規則

重要な会社情報の管理規則として「内部情報管理規程」を定め、社内に周知を図るとともに、「金融商品取引法」に違反する内部者取引の未然防止に取り組んでおります。

